

議案第79号

大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案

大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (4) 教育委員会所管の小学校又は中学校の職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表、同項第2号イに掲げる小学校・中学校教育職給料表及び同項第4号イに掲げる医療職給料表(2)の適用を受ける者

第2条第2項第8号中「地方独立行政法人大阪市立工業研究所及び」を削る。

第11条第1項中「職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第5条の2」を「給与条例第5条の3」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第8号の改正規定は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日から施行する。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

職員互助会の会員の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員互助会条例（抄）

（互助会の組織）

第2条 本市に使用される者で本市から給与を受ける者（以下「職員」という。）は、次に掲げる者を除き、この条例の定めるところにより、互助会を組織する。

(1) - (3) 省 略

(4) 教育委員会所管の小学校又は中学校の職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表、同項第2号イに掲げる小学校・中学校教育職給料表及び同項第4号イに掲げる医療職給料表

(2)の適用を受ける者

2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第8条（第6号から第9号までに掲げる者にあつては、同項、第7条及び第8条）の規定の適用については、職員とみなす。

(1) - (7) 省 略

(8) 地方独立行政法人大阪市立工業研究所及び地方独立行政法人大阪市民病院機構の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法第3条第1項第5号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員であるもの

(9) 省 略

（給付額の算定方法）

第11条 給付額の算定の基礎となるべき給料は、給付事由が発生した当時（給付事由が退職後に発生したものにあっては、退職当時）の給料（職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例
給与条例第5条の3

第29号）第5条の2の規定による給料の調整額又はこれに相当する給与の支給を受ける者にあつては、調整前における給料。以下この章及び第6章において同じ。）とする。

2 省 略